

裁 決 書

平成18年7月4日 岩公委発第25号

住 所 盛岡市内丸6-15 EST 21ビル2階
佐々木法律事務所内
不服申立人 市民オンブズマンいわて
会長 井上 博夫

平成17年3月9日付けで申立てのあった審査請求（平成17年1月27日付け岩会第26号、同日付け岩少第27号、同日付け岩会第27号、同日付け岩少第28号、同日付け岩会第29号、同日付け岩交指第33号、同日付け岩会第30号及び同日付け岩交指第34号による行政文書部分開示決定に係る審査請求。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

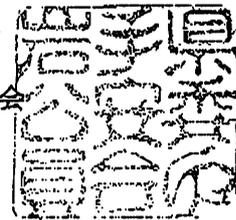
- 1 本件審査請求の一部を容認し、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分のうち、以下の部分を開示する。
 - (1) 警察活動報償費支出負担行為伺の別紙（「月分報償費交付について」という件名の文書）の非開示とした部分のうち、所属ごとの各金額記載欄の記載事項
 - (2) 支出負担行為伺の別紙（契約の相手方等内訳書）の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
 - (3) 支出票の別紙（債権者内訳書）の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
 - (4) 資金前渡精算書の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
 - (5) 資金前渡精算書の添付書類（資金前渡支払証明書）の非開示とした部分のうち、金額記載部分の記載事項
 - (6) 返納票の別紙（返納人内訳書）の非開示とした部分のうち、支出済額欄及び正当額欄の記載事項
 - (7) 現金出納簿の非開示とした部分のうち、月分の捜査報償費の受入に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項、並びに月分計及び累計に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項及び締めに係る印影
 - (8) 捜査費証拠書中の捜査費総括表の非開示とした部分のうち、「前月より繰越額」等各金額記載欄の記載事項
- 2 その余の審査請求は、棄却する。

理 由

別紙のとおり

平成18年7月4日

岩手県公安委員会



別紙 理由

第1 本件審査請求に対する岩手県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申の趣旨

1 岩手県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が審査請求人に対して行った処分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

- (1) 警察活動報償費支出負担行為何の別紙（「月分報償費交付について」という件名の文書）の非開示とした部分のうち、所属ごとの各金額記載欄の記載事項
- (2) 支出負担行為何の別紙（契約の相手方等内訳書）の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
- (3) 支出票の別紙（債権者内訳書）の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
- (4) 資金前渡精算書の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
- (5) 資金前渡精算書の添付書類（資金前渡支払証明書）の非開示とした部分のうち、金額記載部分の記載事項
- (6) 返納票の別紙（返納人内訳書）の非開示とした部分のうち、支出済額欄及び正当額欄の記載事項
- (7) 現金出納簿の非開示とした部分のうち、月分の捜査報償費の受入に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項、並びに月分計及び累計に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項及び締めに係る印影
- (8) 捜査費証拠書中の捜査費総括表の非開示とした部分のうち、「前月より繰越額」等各金額記載欄の記載事項
- (9) 捜査費証拠書中の捜査費支出何の非開示とした部分のうち、勤務課名及び取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影
- (10) 捜査費証拠書中の捜査費交付書兼支払精算書の非開示とした部分のうち、宛名、勤務課名及び取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影
- (11) 捜査費証拠書中の支払精算書の非開示とした部分のうち、宛名、勤務

課名及び取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影

2 答申における審査会の判断理由

前記1において、開示すべきであるとした部分について、条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）の解釈・運用にあたっては、本号に規定する情報に該当するかどうかについての公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であるとした上で、以下の理由により開示することが妥当であるとした。

(1) 「月分報償費交付について」という件名の文書

前記1(1)の当該行政文書には、各所属別所要額及び合計額が記載されている。

これらの情報は、所属ごとの捜査活動の活発さを費用の面からある程度反映していると考えられるが、その増減の状況から、被疑者等がこれらの情報と被疑者等自らが有する情報等と比較・分析することにより、捜査活動の進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等を図り、新たな犯罪を惹起する等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(2) 契約の相手方等内訳書

前記1(2)の当該行政文書には、年度、所属、支出負担行為番号、内訳所属、内訳番号、資金前渡職員個々に付された番号、各所属の交付金額、資金前渡職員の所属住所、所属名及び氏名が記載されている。

これらのうち、非開示とされた各所属の交付金額は、前記(1)で検討したとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(3) 債権者内訳書

前記1(3)の当該行政文書には、年度、所属、支出命令番号、内訳所属、内訳番号、資金前渡職員個々に付された番号、各所属の交付金額、資金前渡職員の所属住所、所属名、氏名、金融機関の店舗名及び口座番号等が記載されている。

これらのうち、非開示とされた各所属の交付金額については、前記(1)で検討したとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(4) 資金前渡精算書

前記1(4)の当該行政文書には、経理区分、年度、会計、出納、支出命令番号、所管課、所属、当該月を示す年月、資金前渡年月日、支出命令者提出年月日、出納長等提示年月日、資金前渡職員の所属、氏名、資金前渡金額、科目、領収額(当月領収額、前月までの残額、合計額)、支払額(当月支払額)、残額、支払完了日、発議年月日、発議者、回議者、決裁者の印影、出納機関の職員の印影及び審査印が記載されている。

これらのうち、非開示とされた各金額記載欄の金額については、前記(1)で検討したとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(5) 資金前渡支払証明書

前記1(5)の当該行政文書には、取扱者の職名、当該月の支払金額、確認年月日及び確認者の職名、氏名、印影が記載されている。

これらのうち、非開示とされた当該月の支払金額については、前記(1)で検討したとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(6) 返納人内訳書

前記1(6)の当該行政文書には、年度、所属、内訳番号、返納番号、内訳所属、資金前渡職員個々に付された番号、返納金額、資金前渡職員の住所、所属、職名、氏名、支出済額及び正当額が記載されている。

これらのうち、非開示とされた支出済額及び正当額については、前記(1)で検討したとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(7) 現金出納簿について

前記1(7)の当該行政文書の年月日欄には捜査報償費の交付日等が、摘要欄には捜査報償費の受入(月分)、捜査報償費の支出事由、捜査員の氏名、月分計、累計の別及び締めに係る印影等が、収入金額欄、支払

金額欄及び差引残高欄には、それぞれ該当する金額等が記載されている。

これらのうち、当該行政文書の月分の捜査報償費の受入に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項、並びに月分計及び累計に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項及び締めに係る印影については、各課別の捜査報償費の支出額月額の推移が、当該課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、その増減の状況から、被疑者等がこれらの情報と被疑者等自らが有する情報等と比較・分析することにより、捜査活動の進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等を図り、新たな犯罪を惹起する等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

(8) 捜査費証拠書について

ア 捜査費総括表

前記1(8)の当該行政文書には、当該月の前月からの繰越額（当該月の前月末の残額）、当該月に取扱者に交付された金額、当該月に捜査員等に概算交付した額の合計額から精算による返納の額の合計額を除いた額、当該月の月末の残額及び当該月前月（当該月）に概算交付された捜査報償費が当該月（当該月の翌月）に精算された場合の返納額又は追給額が記載されている。

これらの情報については、前記(7)で検討したとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまで認めることはできない。

イ 捜査費支出伺

前記1(9)の当該行政文書には、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影、発議年月日、支出額、捜査員の勤務課名、官職、氏名、金額、支出事由、交付年月日及び計が記載されている。

これらのうち、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、それぞれの担当者が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするため押印しているものと認められる。したがって、これらの印影は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあ

ると警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報と認めることはできない。

捜査員の勤務課名については、これのみが開示されても、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等が逃亡や証拠隠滅等を図り、新たな犯罪を惹起する等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

ウ 捜査費交付書兼支払精算書

前記1(10)の当該行政文書には、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影、発議年月日、捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の勤務課名、官職及び氏名、捜査員の官職、氏名及び印影、受領年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額、内訳（捜査員への交付年月日、捜査員の官職、氏名、捜査員への交付額、支払額、返納額、確認印及び計）が記載されている。

これらのうち、取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影及び捜査員の勤務課名は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報と認めることはできない。

また、当該行政文書の宛名となる警察職員の勤務課名、官職及び氏名は、開示されても、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等が逃亡や証拠隠滅等を図り、新たな犯罪を惹起する等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

エ 支払精算書

前記1(11)の当該行政文書には、発議年月日、支払精算書の宛名となる警察職員の勤務課名、官職及び氏名、捜査員の勤務課名、官職、氏名及び印影、受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、支払額内訳（支払年月日、支払事由、金額及び計）、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影、返納額又は不足額の別、返納又は支出の別、返納又は領収の別、返納又は領収年月日、領収印、「領収書を徴する

ことができなかつた理由は、支払事由欄記載のとおり相違ないことを確認する。」欄の警察職員の勤務課名、官職、氏名及び印影（一部の様式を除く。）が記載されている。

これらのうち、当該行政文書の宛名となる警察職員の勤務課名、官職及び氏名は、開示されても、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等が逃亡や証拠隠滅等を図り、新たな犯罪を惹起する等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

また、捜査員の勤務課名及び取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報と認めることはできない。

第2 公安委員会の判断

当公安委員会は、条例第18条の規定に基づく諮問に対する審査会の平成18年4月28日付の答申を受けたが、同条第2項の規定を踏まえながら、警察行政の透明性に関する説明責任と公開することによる警察業務への支障の有無を慎重に検討し、警察本部長がなした本件対象行政文書に対する処分について改めて審理した。

なお、条例第7条第2項第2号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」という表現で、かかる情報（以下「公共安全情報」という。）を非開示情報と定めている。

情報公開事務の手引（平成17年4月、岩手県総合政策室広聴広報課情報公開担当発行のもの）によれば、「・・・おそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」との規定は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するこ

となどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての公安委員会等の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定としているものであるとしている。

したがって、警察本部長の判断が相当か否かを評価するにあたっては、非開示とした情報を開示することによって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれについての警察本部長の相当性の判断が、合理的なものとして許容できる範囲内のものか否かという観点で評価されるべきであると解される。

以上のことを踏まえ、審査請求人の各対象行政文書については、条例第7条第2項第2号に該当しないという主張について、警察本部長の原処分時の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かという点のみならず、現時点においても同号規定の公共安全情報に該当するか否かについて審理した。

- 1 警察本部長が本件処分において非開示とした部分のうち、審査会が答申において、非開示を妥当とした部分について

審査会が答申において非開示を妥当とした情報については、当公安委員会においても、審査会の判断と同様、公にすることにより、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどの可能性が否定できないことから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると警察本部長が認めることにつき相当の理由があったとした原処分は妥当と判断した。

- 2 警察本部長が本件処分において非開示とした部分のうち、審査会が答申において、開示すべきであるとした部分について

- (1) 前記第1の1の(1)ないし(8)の開示すべきであるとした部分について
審査会が開示すべきとした

ア 警察活動報償費支出負担行為何の別紙（「月分報償費交付について」という件名の文書）の非開示とした部分のうち、所属ごとの各金額記載欄の記載事項

- イ 支出負担行為何の別紙（契約の相手方等内訳書）の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
- ウ 支出票の別紙（債権者内訳書）の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
- エ 資金前渡精算書の非開示とした部分のうち、各金額記載欄の記載事項
- オ 資金前渡精算書の添付書類（資金前渡支払証明書）の非開示とした部分のうち、金額記載部分の記載事項
- カ 返納票の別紙（返納人内訳書）の非開示とした部分のうち、支出済額欄及び正当額欄の記載事項
- キ 現金出納簿の非開示とした部分のうち、月分の捜査報償費の受入に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項、並びに月分計及び累計に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項及び締めに係る印影
- ク 捜査費証拠書中の捜査費総括表の非開示とした部分のうち、「前月より繰越額」等各金額記載欄の記載事項

については、諮問実施機関が平成17年4月21日付けで審査会に提出した「理由説明書」の中で、警察本部長の非開示理由が述べられているが、答申においては、開示すべきが妥当であるとの結論の前提となるべきこれらの説明等に対する当否の具体的判断理由が述べられていないところである。

これらの情報は、所属ごとの捜査活動等の活発さをある程度反映していると考えられ、被疑者等の事件関係者、犯罪組織集団等からすれば、特定所属の捜査活動の活発さや、捜査の動向を推察し得る有益な情報となるもので、仮に当該情報を開示すれば、被疑者等の事件関係者などが、自らが有する情報、報道その他の情報と比較・分析することにより、捜査状況等を推察する可能性が相当程度高まることは否定できないものと認められ、警察本部長が、これらの情報を公にすることにより、犯罪捜査活動に支障が生じるおそれがあると判断したことが著しく不合理であるとは言えないと考える。

しかしながら、これら月額に係る記載部分を開示することによる捜査活動に支障が生じるおそれは、一般的には、時間が経過することにより次第に遞減することもあり得ると考えられる。

このため、当公安委員会では、このような事情とともに、条例第18条第2項の答申尊重規定をも踏まえつつ、再度、答申に係る上記非開示部分について、警察本部長から、開示した場合における犯罪捜査活動等に支障を及ぼすおそれの有無について意見を聴取した。その結果、現時点においては、犯罪捜査活動等に支障が生じるおそれはない旨の回答を得た。

よって、当公安委員会としては、審査会が答申において開示すべきとした、第1の1の(1)ないし(8)の部分については、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはないものと認め、開示が妥当と判断した。

また、第1の1(7)の印影についても、月分計及び累計と一体的な情報を成すものとして非開示としていたものであるが、上記判断に伴い併せて開示が妥当であると判断した。

(2) 前記第1の1の(9)ないし(11)の開示すべきであるとされた部分について

ア 捜査費証拠書中の捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書及び支払精算書の非開示とした部分のうち、取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影について、答申では、前記第1の2(8)のイないしエ記載のとおり、「それぞれの担当者が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするため押印しているものと認められる。したがって、これらの印影は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報と認めることはできない。宛名となる警察職員の勤務課名、官職、氏名及び捜査員の勤務課名については、これのみが開示されても、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等が逃亡や証拠隠滅等を図り、新たな犯罪を惹起する等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。」旨述べられている。

なお、同答申では「宛名となる警察職員の勤務課名、官職、氏名」について述べられているが、正確には、当該所属長名である「少年課長」又は「交通指導課長」であり、勤務課名、官職、氏名は記載されていないことを指摘しておく。

また、部分開示については、「条例第8条では、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示義務を定めている。同条第1項では、条例第7条の規定による非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対して、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨定めている。したがって、本件行政文書のうち、捜査報償費の個々の支払いごとに、その支払年月日、金額、支払事由等の事項で構成した文書については、条例の趣旨を十分に踏まえ、条例第8条第1項の規定に基づき、部分開示の判断をしなければならず、これと異なる諮問実施機関の主張は認められない。」旨述べられている。

イ 確かに、同審査会が答申において開示が妥当と判断した宛名、勤務課名、及び取扱者欄、取扱補助者欄、出納簿登記欄の印影の各情報のうち、宛名及び勤務課名については、宛名は少年課長又は交通指導課長、勤務課名の作成者（報告者）は、全て少年課員又は交通指導課員であり、また、取扱者欄、取扱補助者欄、出納簿登記欄の印影については、当該所属の長及び次長の印影であり、これらの職にある者の氏名は、公知の事実であることから、これらの部分のみ、すなわち、宛名、勤務課名及び印影そのもののみを開示しても、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれはないとも考えられる。

ウ しかしながら、単にこれらの部分にのみ目を向け、非開示に当たらないとして、その余の部分を非開示として当該行政文書を部分開示した場合、当該行政文書ごとの枚数により、各所属ごとの捜査費の執行用途及びその件数が明らかとなることから、各所属ごとの捜査活動の活発さなど捜査活動の状況が推察されるおそれがあると認められる。

加えて、当該対象行政文書は、現金出納簿に記録された個別執行情報と一体となって特定の事件や特定の所属に係る一連の捜査活動の実

態を反映した情報を形成しているものである。

そうすると、当該対象行政文書にある宛名、勤務課名及び取扱者欄、取扱補助者欄、出納簿登記欄の印影の各部分と、当該対象文書に記録されてある支払年月日、具体的な支払内容、支払先及び支払金額等の各事項とは、細分化できない一体的な情報と認めることができ、当該対象行政文書は全体として公共安全情報に該当するものと考えられる。

よって、当公安委員会としては、当該対象行政文書は条例第7条第2項第2号により、文書を非開示とすべきが相当であると判断した。

エ なお、審査会の答申においては、当該対象行政文書の一部を開示すべきとのことであるが、条例においては、第7条第2項第2号の非開示事由に該当する独立した一体的な情報を条例第8条第1項の部分開示規定を適用して、さらに細分化し、その一部を公開することまでも実施機関に義務づけているものと解することはできないため、条例第7条第2項第2号に該当する独立した一体の情報記録した文書である本件対象文書全体を非開示とした警察本部長の判断が著しく不合理とはいえないと判断した。

第3 結論

以上の理由から、本件審査請求の一部を容認し、主文のとおり裁決する。

この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。